

とちぎ賃上げ環境整備促進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 とちぎ賃上げ環境整備促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中小企業事業者 別紙のとおり
- (2) 賃金 最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）第2条第3号に定める賃金とし、「時間当たりの賃金」の算定は、最賃法第4条第3項、第4項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を適用する。
- (3) 生産性向上 設備投資やコンサルティング導入等により、事業場の生産性を向上させることをいう。
- (4) 労働環境の改善 設備投資やコンサルティング導入等により、事業場の労働環境を改善することをいう。
- (5) 事業場内最低賃金 事業場で最も低い時間当たりの賃金額をいう。この場合において、最賃法第7条の最低賃金の減額特例許可を受けた者については、対象から除くことができる。

(交付の目的等)

第3条 本補助金の名称、交付目的、補助対象事業者、交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、次表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付目的	補助対象事業者	交付の対象となる経費	補助率	補助限度額
とちぎ賃上げ環境整備促進補助金	生産性向上、労働能率の増進又は労働環境の改善に資する設備投資等とともに、賃金の引上げを行う事業者に対し支援することで、事業者の持続的な賃上げ環境の整備を図ることを目的とする	別表1第1欄の県内中小企業事業者等（当該事業場における雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を別表1第4欄の額を引上げるとともに、就業規則その他これに準ずるものにより当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定め、生産性向上、労働能率の増進又は労働環境の改善に資する設備投資等を行った場合）	別表1第2欄に掲げる経費のうち知事が必要かつ適當と認めるもの	別表1第3欄のとおり	別表1第5欄のとおり

(交付の申請)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象事業者」という。）が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
とちぎ賃上げ環境整備促進補助金交付申請書	別記様式第1	1 事業計画書（様式第1号-1） 2 収支予算書（様式第1号-2） 3 誓約書（様式第1号-3） 4 補助対象事業に係る見積書の写し	1部	知事が別に定める日

		5 県税に未納がない旨の証明書 6 履歴事項全部証明書（発行から6か月以内のもの） 7 賃金引上げ対象労働者の賃金台帳の写し等 8 事業場内最低賃金を規定した就業規則		
--	--	--	--	--

2 本補助金申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1)補助事業に要する経費の変更又は補助事業の内容の変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
 - (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (3)補助事業が予定の期間内に完了することができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4)補助事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（軽微な変更）

第6条 前条第1項第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1)実施計画書の実施主体、目的、実施期間その他主要な内容の変更
- (2)補助対象経費の増又は20パーセント以上の減

（変更・中止・廃止の承認）

第7条 第5条の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に変更（中止・廃止）の内容及び理由を記載し、必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第8条 第4条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助対象事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付すことができるものとする。
- 3 次の各号に該当する場合には、第3条の規定により算定した補助金の額に満たない額で交付決定する場合がある。
- (1)予算上限に達した場合
 - (2)補助対象事業者が第4条に基づき複数の事業場の申請をする場合で、第3条の規定により算定した補助金の額の合計が200万円を超える場合

（補助事業の着手）

第9条 補助事業の着手は、補助金交付の決定通知を受けて行うものとする。

(交付決定の取消等)

第 10 条 規則第 17 条第 1 項に定めるもののほか、知事は、第 7 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合は、第 8 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が法令又は本要領に基づく知事の处分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助対象事業者が補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助対象事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助対象事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (6) 第 4 条の交付申請書の提出日を起算として、第 11 条の実績報告書の提出日の前日又は第 3 条に定める賃金額を引上げてから 6 か月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、以下のいずれかの事実が認められた場合
 - ア 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引下げた場合
 - イ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引下げた場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助対象事業者が規則第 13 条の規定により提出する書類は、次表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	報告書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
どちぎ賃上げ 環境整備促進 補助金実績報告書	別記様式第 2	1 事業完了報告書（様式第 1 号－1） 2 収支決算書（様式第 1 号－2） 3 経費の支出に関する書類（納品書・領収書等の写し及び設備等の写真）	1 部	知事が別に定める日

(補助金の額の確定)

第 12 条 知事は、規則第 16 条第 1 項の規定により、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書（様式第 4 号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(消費税等に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第 5 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の請求)

第14条 補助対象事業者が規則第18条の規定により提出する書類は、次表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
とちぎ賃上げ環境整備促進補助金交付請求書	別記様式第4	1 交付決定通知の写し 2 額の確定通知の写し 3 その他知事が必要と認める書類	1部	知事が別に定める日

(補助金の経理等)

第15条 補助事業を実施した企業（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分制限)

第16条 補助事業者は、補助金により取得した財産（補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等であって、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。以下、本条において同じ。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 補助事業者は、補助金により取得した財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保に供し又は廃棄しようとする場合においては、様式第6号により知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定による申請があった場合、知事は「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について（平成20年5月27日府会第393号）」を準用し審査するものとする。なお、この場合において、当該財産の処分により収入があった場合は、その収入の全部又は一部を納付させことがある。
- 4 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(状況報告)

第17条 補助事業者は、第11条の実績報告書の提出日の前日又は第3条に定める賃金額を引上げてから6か月を経過した日のいずれか遅い日から起算して1か月以内に、状況報告書（様式第7号）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、本補助金支給の実施に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8（2026）年1月19日から適用する。

この要領は、令和9（2027）年3月31日限りその効力を失う。

別表1（第3条関係）

第1欄 補助対象事業者	第2欄 補助対象経費	第3欄 補助率	第4欄 事業場内最低賃金 の引上げ額	第5欄 補助上限額
次の①～⑫を全てを満たす中小企業事業者 ①栃木県内に事業場があること。 ②事業場内最低賃金が1,500円以下で、引上げ前の事業場内最低賃金が地域別最低賃金との差が51円以上あること。 ③令和7(2025)年10月1日以降に第4欄に定める賃金の引上げを行い、引上げ後の賃金額を事業場内で使用する労働者の下限賃金額に定め、生産性向上と労働能率の増進又は労働環境の改善に資する設備投資等を行っていること。 ④申請日の前日又は賃金引上げ日の早い方の日から起算して6箇月前の日から申請日までの間に当該事業場の労働者の解雇等※を行っていないこと。 ⑤県税を滞納していないこと。 ⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。 ⑦栃木県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中の者でないこと。 ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。 ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人、その他の使用人として使用している者でないこと。 ⑩政治資金更正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者ではないこと。 ⑪労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること。 ⑫風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。	謝金、旅費、使用料賃借料、会議費、雑務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、制作費、経営コンサルティング費、委託費	2分の1	50円以上	2,000千円

※解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）のほかに、①その者の非難によることなく勧奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合②当該事業場の時間当たりの賃金引き下げを行った場合③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更による、月当たりの賃金額の引き下げを行った場合。

別紙（第2条関係）

この交付要領において、「中小企業事業者」とは次のいずれかに該当する事業者をいう。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、本規定(2)から(4)までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ただし、次のいずれかに該当する者は中小企業事業者から除く。なお、大企業とは、中小企業事業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業事業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業事業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業事業者
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を本規定(1)から(3)に該当する者が所有している中小企業事業者
- オ 本規定(1)から(3)に該当する者の役員又は職員を兼ねている者が、役員の全てを含めている中小企業事業者
- カ 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業事業者